

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・第1回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（「方針」の共通理解） ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）	「方針」の確認
5月	・いじめ、不登校等未然防止アドバイザーによる授業参観及び懇談① ・Q-U検査①の実施	
6月	・心のアンケート①、教育相談週間の実施 ・第2回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（Q-U検査の結果より）	
7月	・児童向けネットいじめ研修 ・教職員取組評価（学校評価）アンケート①（対策等の見直し）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（教育相談研修会・人権教育研修会・Q-U研修会等） ・第3回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の反省と今後の対応について）	夏季休業中の指導
9月	・いじめ、不登校等未然防止アドバイザーによる授業参観及び懇談②	
10月	・Q-U検査②の実施 ・心のアンケート②、教育相談の実施	
11月	・第4回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（Q-U検査の結果より） ・親子いじめアンケート（記名式）、教育相談の実施 ・人権週間（ひびきあいの日）	
12月	・教職員の取組評価（学校評価）アンケート②（次年度に向けて） ・児童向け情報モラル研修	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・心のアンケート③、教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	
2月	・いじめ、不登校等未然防止アドバイザーによる授業参観及び懇談③ ・第5回校内「いじめ防止・対策委員会」の実施（県はいじめ調査結果の報告）	
3月	・第6回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（今年度の見直しと次年度の検討） ・教職員の取組評価（学校評価）アンケート③（1年間の評価）	第3回県いじめ調査 国の調査を兼ねる 次年度への引き継ぎ

※いじめ対策会議（ケース会議）は都度実施。

いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、対策委員会（校内委員会）に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。また、いじめに係わる情報を適切に記録する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、市教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 対策委員会（校内委員会）への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

（3）いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係わる行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響

を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

② 被害者児童生徒が心身の苦情を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦情を感じていないと認められること。

（４）資料の保管

- ・アンケートの質問票の原本等の一時資料の保管期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保管期間を5年とする。

学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。
- ・児童の引継ぎファイルを作成し、中学校へ引き継ぐ。

いじめ防止等のために家庭が果たす役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。学校では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

（１）保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どものよさを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ・学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ・市や学校、地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ・情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。（平成21年度瑞穂市PTA連合会研修大会「ケータイ・インターネット被害STOP宣言」、平成27年採択「瑞穂市中学校ネットプロミス」）

（２）未然防止と早期発見

- ・子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「叱る」ことを通して、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。

- ・授業参観、家庭教育学級等のPTA活動に積極的に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいかについて学習を深める。
- ・子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話に真剣に耳を傾けいじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンや通信型ゲーム機等の使用については、家庭での約束ごとを決め、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

(3) 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

いじめ防止等のために地域が果たす役割

いじめは、いつでもどこでも起こり得ることを踏まえ、いじめの防止等のためには地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童に関わるなど、家庭と地域社会が一体となって児童に関わるという連帯感が大切である。学校では以下の事項について、様々な機会を利用して広く地域への周知、啓発を図る。

(1) 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、学校運営協議会や青少年育成推進者等を効果的に活用し、児童の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事（校区活動、自治会活動、子ども会等）や体験活動（瑞穂総合クラブ、スポーツ活動等）への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、児童同士、又は児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童についての情報を交流する場（学校運営協議会や青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに児童のいじめや非行防止に努める。

(2) 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童に声かけを行う等をして様子を見るとともに、校区の学校又は市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティア（おじさんおばさん運動）やあいさつ運動、安全パトロールなど活動を通して、日ごろから子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、市教育委員会や学校に情報提供をする。